

職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属	職名	年齢	性別
福祉部	精神保健福祉士	31歳	男性

2 事案の概要

被処分者は、令和元年7月13日午前1時34分頃、普通乗用自動車を運転し、市外道路を時速約80キロメートルで進行中、脇見運転により、前方車両に衝突する交通事故を起こし、同車運転手に頸椎捻挫等で全治約1週間の傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、直ちに当該交通事故を最寄りの警察署の警察官に報告しなかったとして、過失運転致傷及び道路交通法違反により起訴され、令和2年8月12日付けで罰金50万円の略式命令を受けた。

3 処分内容

停職12か月

4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

5 処分年月日

令和2年8月31日

6 管理監督責任

交通事故発生当時の所管部長及び課長の管理監督者については、訓告処分として、嚴重文書注意とする（同日付）。

7 再発防止策

コンプライアンスに関する面談及び管理職向けの研修を通じて、引き続きコンプライアンスの徹底を図るとともに、被処分者に対して、別途研修を実施する。